花巻市告示第４３６号

花巻市住宅省エネルギー改修推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年１１月１９日

花巻市長　小　原　　勝

花巻市住宅省エネルギー改修推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、住宅の省エネルギー化を推進するため、既存住宅の省エネルギー診断、省エネルギー化のための計画の策定又は省エネルギー改修（以下「省エネルギー改修等」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、花巻市補助金等交付規則（平成１８年花巻市規則第６１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第２条第１項に規定する住宅であって、市内に所在する一戸建てのものをいう。

(2) 省エネルギー診断　住宅の省エネルギーに係る性能を診断することをいう。

(3) 省エネルギー化のための計画の策定　住宅の省エネルギー改修を行うための計画の策定、調査若しくは設計又はＢＥＬＳ（建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和５年国土交通省告示第９７０号）に基づき、建築物のエネルギー消費性

能（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第２条第１項第２号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この条において同じ。）に関し表示すべき事項について、第三者機関が評価する制度をいう。）等に基づく住宅の評価をいう。

(4) 省エネルギー改修　住宅の開口部及び躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事（建替えを除く。）をいう。

(5) 省エネ基準　次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める基準をいう。

ア　全体改修　評価方法基準（平成１３年国土交通省告示第１３４７号）における断熱等性能等級４（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）を満たし、かつ、一次エネルギー消費量等級４を満たす基準

イ　部分改修　住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成２８年国土交通省告示第２６６号）に規定する基準

(6) ＺＥＨ水準　次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める基準をいう。

ア　全体改修　評価方法基準における断熱等性能等級５（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）を満たし、かつ、一次エネルギー消費量等級６を満たす基準

イ　部分改修　住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和４年国土交通省告示第１１０６号）に規定する基準

(7) 第三者機関　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１４条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価について、これと同等以上の能力を有する機関をいう。

(8) 耐震基準　次のアからウまでに掲げるいずれかの要件をいう。

ア　昭和５６年６月１日以降に建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項又は第６条の２第１項の規定による確認済証の交付を受けて着工していること。

イ　一般財団法人日本建築防災協会が発行している「木造住宅の耐震診断と補強方法」において定める一般診断法又は精密診断法による上部構造評点が１．０以上となること。

ウ　建築物の耐震改修の促進に関する法律第１７条第３項第１号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成１８年国土交通省告示第１８５号）を満たしていること。

（補助金の交付対象事業）

第３条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表の左欄に掲げるものとする。

２　補助事業により省エネルギー改修を行う住宅は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 省エネルギー改修を行った後の住宅全体又は住宅部分は、省エネ基準又はＺＥＨ水準に適合すること。

(2) 耐震基準に適合している、又は補助事業と同時に耐震性能の向上を目的とした補強工事が実施されるものであること。

(3) 設備の効率化に係る工事費については、開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下であること。

(4) 当該住宅に係る固定資産税の滞納がないこと。

３　省エネルギー改修は、市内に本店を有する法人又は住所地を有する個人事業者と工事請負契約を締結するものとする。

（補助金の交付対象者）

第４条　補助金の交付対象となる者は、省エネルギー改修等を行う住宅を所有している個人とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

(1) 建築物の売買、交換若しくは貸借又はこれらの代理若しくは媒介を行う事業の目的で住宅を省エネルギー改修する者

(2) 住宅以外の部分を省エネルギー改修する者

(3) 既に省エネ基準又はＺＥＨ水準に適合している住宅全体又は住宅部分を、それぞれ同等の省エネ基準又はＺＥＨ水準に相当する住宅として省エネ

ルギー改修等を行う者

(4) この補助金の交付の決定の際、現に当該住宅の省エネルギー改修等を行っている者

(5) 補助事業の属する年度の２月２８日までに補助事業が完了しない者

(6) 住宅の省エネルギー改修等に要する費用に関し、この補助金以外の補助金、助成金、給付金その他の金銭的支援を受けている者又は受けようとする者

(7) 市税を滞納している者（住宅を省エネルギー改修する者が現に市内に住所地を有する場合に限る。）

(8) 規則第４条の２各号の規定に該当する者

(9) その他市長が適当でないと認める者

（補助金の交付対象経費及び補助金の額）

第５条　補助金の交付対象となる経費（別表において「補助対象経費」という。）は、別表の左欄に掲げる補助事業ごとに同表の中欄に掲げるものとし、これに対する補助金の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

（補助金の交付申請）

第６条　規則第３条第１項に規定する補助金の交付の申請は、住宅省エネルギー改修推進事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 住宅省エネルギー改修推進事業計画書（様式第２号）

(2) 住宅の位置図、平面図その他省エネルギー改修等に係る関係図書

(3) 省エネルギー改修等に要する費用を記載した見積書等の写し

(4) 省エネルギー改修に係る工事請負契約書の写し（省エネルギー改修を行う場合に限る。）

(5) 省エネルギー改修に係る状況写真（施工前）（省エネルギー改修を行う場合に限る。）

(6) 住宅に係る登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税課税台帳又は固定資産税課税明細書の写し）

(7) 製品カタログその他省エネ基準又はＺＥＨ水準に適合する資材若しくは設備等であることを証する書類（省エネルギー改修を行う場合に限る。）

(8) 確認済証、耐震診断報告書、住宅性能評価書その他耐震基準に適合していることを証する書類（既に耐震基準に適合している場合に限る。）

(9) 納税証明書その他第４条第２項第７号に該当しないことを証する書類（住宅を省エネルギー改修する者が現に市内に住所地を有する場合に限る。）

(10)その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請に係る期間は、補助事業の属する年度の４月１日（その日が花巻市の休日に関する条例（平成１８年花巻市条例第３号）第１条第１項各号に定める市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）から同年度の１１月３０日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までとする。

３　第１項の申請書の提出期日は、前項に規定する期間内において、補助事業に着手する日から起算して７日前（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までとする。

４　第１項の申請に係る補助事業の完了予定日は、補助事業の属する年度の２月２８日以前でなければならない。

（補助事業の事前確認）

第７条　市長は、規則第４条第１項の規定により、補助事業の事前確認を実地に行うことができる。

（補助金の交付決定）

第８条　規則第６条第１項に規定する補助金の交付の決定の通知は、住宅省エネルギー改修推進事業補助金交付決定通知書（様式第３号）に次に掲げる条件を付して行うものとする。

(1) 補助事業を指定した期日までに完了すること。

(2) 規則第５条第１項第２号及び第３号に規定する事項について、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 規則第５条第１項第４号に規定する事項について、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) その他市長が必要と認める事項

２　規則第６条第２項に規定する補助金を交付しない旨等の通知は、住宅省エネルギー改修推進事業補助金不交付決定通知書（様式第４号）により行うものとする。

（補助金の交付申請の取下げ）

第９条　規則第７条第１項に規定する補助金の交付の申請の取下げは、住宅省エネルギー改修推進事業補助金交付申請取下書（様式第５号）により行うものとする。

２　前項の申請取下書の提出期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して７日を経過した日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までとする。

（補助金の事情変更による交付決定の取消し等）

第１０条　規則第８条第４項に規定する補助金の事情変更による交付の決定の取消し等の通知は、住宅省エネルギー改修推進事業補助金の事情変更による交付決定取消（変更）通知書（様式第６号）により行うものとする。

（補助事業の状況確認）

第１１条　市長は、規則第９条の２の規定により、補助事業の状況確認を実地に行うことができる。

（補助事業の変更等）

第１２条　規則第１１条第１項に規定する補助事業の変更等は、住宅省エネルギー改修推進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第７号）により行うものとする。

２　前項の承認申請書の提出期日は、変更の理由が生じた日から起算して１５日を経過した日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までとする。

３　規則第１１条第３項に規定する補助事業の変更等の承認の通知は、住宅省エネルギー改修推進事業変更（中止・廃止）承認及び交付決定変更通知書（様式第８号）により行うものとする。

（補助金の交付請求）

第１３条　規則第１２条第１項に規定する補助金の交付の請求は、住宅省エネルギー改修推進事業補助金交付請求書（様式第９号）に次に掲げる書類を添

えて行うものとする。

(1) 住宅省エネルギー改修推進事業実績書（様式第１０号）

(2) 省エネルギー改修等に要した費用を記載した請求書等の写し

(3) 省エネルギー診断報告書その他省エネルギー診断を実施したことが確認できる書類（省エネルギー診断を行った場合に限る。）

(4) 省エネルギー設計報告書その他省エネルギー化のための計画の策定を実施したことが確認できる書類（省エネルギー化のための計画の策定を行った場合に限る。）

(5) 省エネルギー改修に係る状況写真（施工中及び施工後）（省エネルギー改修を行った場合に限る。）

(6) 住宅性能評価書、ＢＥＬＳ評価書、増改築等工事証明書その他省エネ基準又はＺＥＨ水準に適合することを証する書類（省エネルギー改修を行った場合に限る。）

(7) 耐震診断報告書、住宅性能評価書その他耐震基準に適合していることを証する書類（補助事業と同時に耐震性能の向上を目的とした補強工事が実施された場合に限る。）

(8) その他市長が必要と認める書類

２　前項の請求書の提出期日は、補助事業を完了した日から起算して３０日を経過した日又は補助事業の属する年度の２月２８日のいずれか早い日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までとする。

（補助事業の完了確認）

第１４条　市長は、規則第１２条第２項の規定により、補助事業の完了確認を実地に行うことができる。

（補助事業の是正措置）

第１５条　規則第１３条第１項に規定する補助事業の是正措置の指示は、住宅省エネルギー改修推進事業是正措置指示書（様式第１１号）により行うものとする。

２　規則第１３条第２項に規定する補助事業の是正措置の報告は、住宅省エネルギー改修推進事業是正措置報告書（様式第１２号）により行うものとする

。

３　前項の報告書の提出期日は、是正措置を講じた日から起算して７日を経過した日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第１６条　規則第１４条第１項に規定する補助金の交付の決定の取消しの通知は、住宅省エネルギー改修推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第１３号）により行うものとする。

（補助金の返還命令）

第１７条　規則第１５条に規定する補助金の返還の命令は、住宅省エネルギー改修推進事業補助金返還命令書（様式第１４号）により行うものとする。

（補則）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第３条、第５条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額
省エネルギー診断	１　省エネルギー診断に要する経費 ２　第三者機関による省エネルギー性能の評価に要する経費 ３　その他市長が必要と認める経費	補助対象経費を合算した額の３分の２に相当する額以内（１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、１５万円を限度とする。
省エネルギー化のための計画の策定及び省エネルギー	１　省エネルギー改修に係る調査に要する経費 ２　省エネルギー改修に係る設計に要する経費	補助対象経費を合算した額の５分の２に相当する額以内（１，０００円

改修（省エネ基準に適合する場合に限る。）	3　省エネルギー化のための計画の策定に要する経費 4　第三者機関による省エネルギー改修に係る設計内容の評価に要する経費 5　省エネルギー改修に要する経費 6　その他市長が必要と認める経費	未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、３０万円を限度とする。
省エネルギー化のための計画の策定及び省エネルギー改修（ＺＥＨ水準に適合する場合に限る。）	1　省エネルギー改修に係る調査に要する経費 2　省エネルギー改修に係る設計に要する経費 3　省エネルギー化のための計画の策定に要する経費 4　第三者機関による省エネルギー改修に係る設計内容の評価に要する経費 5　省エネルギー改修に要する経費 6　省エネルギー改修（全体改修に限る。）による重量化に伴って必要となる当該工事と併せて実施する構造補強工事に要する経費 7　その他市長が必要と認める経費	補助対象経費を合算した額の５分の４に相当する額以内（１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、７０万円を限度とする。